

## 蟹江町下水道事業経営戦略

団 体 名	: 蟹江町
事 業 名	: 下水道事業
策 定 日	: 令和 5 年 3 月
計 画 期 間	: 令和 5 年度 ~ 令和 14 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成22年3月31日 (供用開始後12年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	令和3(2021)年度末 75.8人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	1処理区(日光川下流処理区)		
処 理 場 数	1 (流域下水道)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	愛知県による広域化・共同化計画の枠組みに参画		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知、事務の一部を共同して管理・執行する場合(使用料徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<p>応益負担と応能負担の双方の均衡を図る観点から使用料を設定しています。すなわち、単身世帯等の使用量が少なく施設・設備に負担の小さい、また、概して所得総額が相対的に低い使用者に対しては、基本使用料を低く設定しています。この考え方を使用量に応じて併行的に適用し、大口利用者には単価を高く設定しています。</p> <p>基本使用料 10m<sup>3</sup>まで 1,100円          超過使用料 11m<sup>3</sup>～ 20m<sup>3</sup>まで 1m<sup>3</sup>につき150円          21m<sup>3</sup>～ 40m<sup>3</sup>まで 1m<sup>3</sup>につき180円          41m<sup>3</sup>～500m<sup>3</sup>まで 1m<sup>3</sup>につき210円          501m<sup>3</sup>以上 1m<sup>3</sup>につき240円</p>		
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭と同様に使用量に比例した負担を求めています。一般用と業務用で別の使用料体系は採用していません。		
その他の使用料体系の 概要・考え方	<p>公衆浴場については、事業の性質上、単価を低く設定しています。          一時使用については、応益負担の考えを重視し、単価を高く設定しています。</p> <p>公衆浴場 基本使用料:1,100円          従量使用料:1m<sup>3</sup>につき40円          一時使用 使用料 :1m<sup>3</sup>につき300円</p>		
条例上の使用料*2 (20 m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度 2,600 円	実質的な使用料*3 (20 m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度 2,969 円
	令和2年度 2,600 円		令和2年度 2,911 円
	令和3年度 2,600 円		令和3年度 2,930 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	5人
事業運営組織	上下水道部 — 下水道課 — 計画係、管理係、建設係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	供用開始から12年しか経過していないため、現在は下水道施設の未普及地域の整備を図っており、また、処理場も有していないため未検討です。
	イ 指定管理者制度	供用開始から12年しか経過していないため、現在は下水道施設の未普及地域の整備を図っており、また、処理場も有していないため未検討です。
	ウ PPP・PFI	供用開始から12年しか経過していないため、現在は下水道施設の未普及地域の整備を図っており、また、処理場も有していないため未検討です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	供用開始から12年しか経過していないため、現在は下水道施設の未普及地域の整備を図っており、汚水量も少なく費用対効果が見込めないため未検討です。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	土地、施設を有していないため未検討です。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

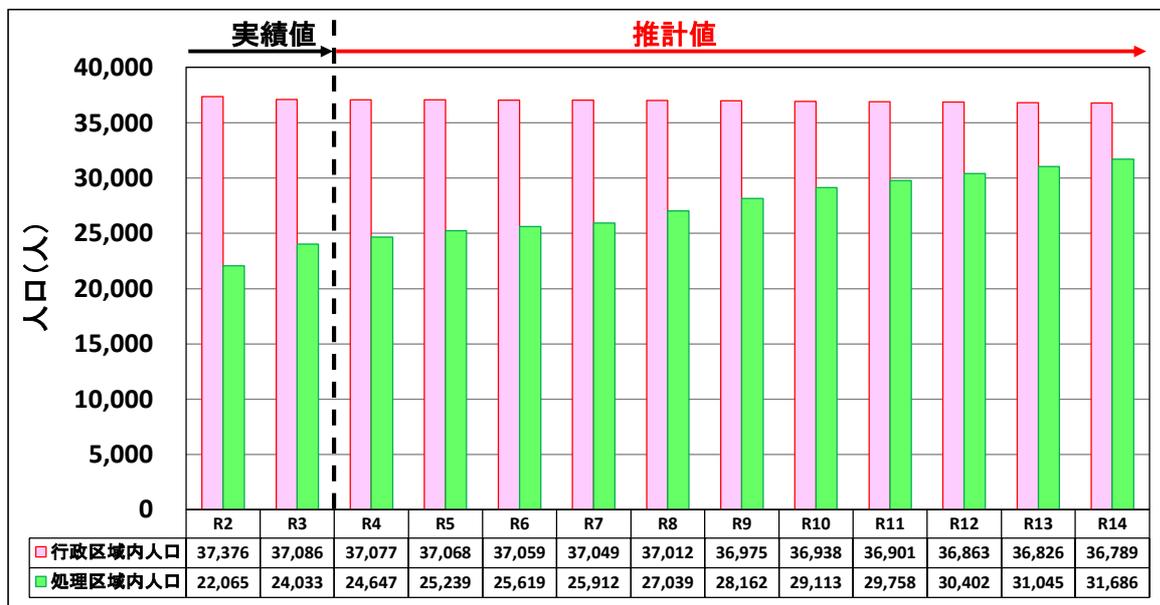
令和3(2021)年度に策定・公表しました、令和2(2020)年度決算「経営比較分析表」を添付しております。  
この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

将来行政区域内人口については、令和3(2021)年3月に策定された「第5次蟹江町総合計画」の将来人口を基に人口増減率を設定し、令和3(2021)年度の行政区域内人口に乗じて推計しました。その他の上位計画・関連計画では、策定年月日が古く、令和3(2021)年度末の推計人口が令和3(2021)年度末現在の人口を大きく下回っていたため、総合計画を基とした将来推計を行いました。  
 将来処理区域内人口については、令和3(2021)年度末現在の処理区域内人口に管きよ整備人口を計上し、人口増減率を乗じて推計しました。

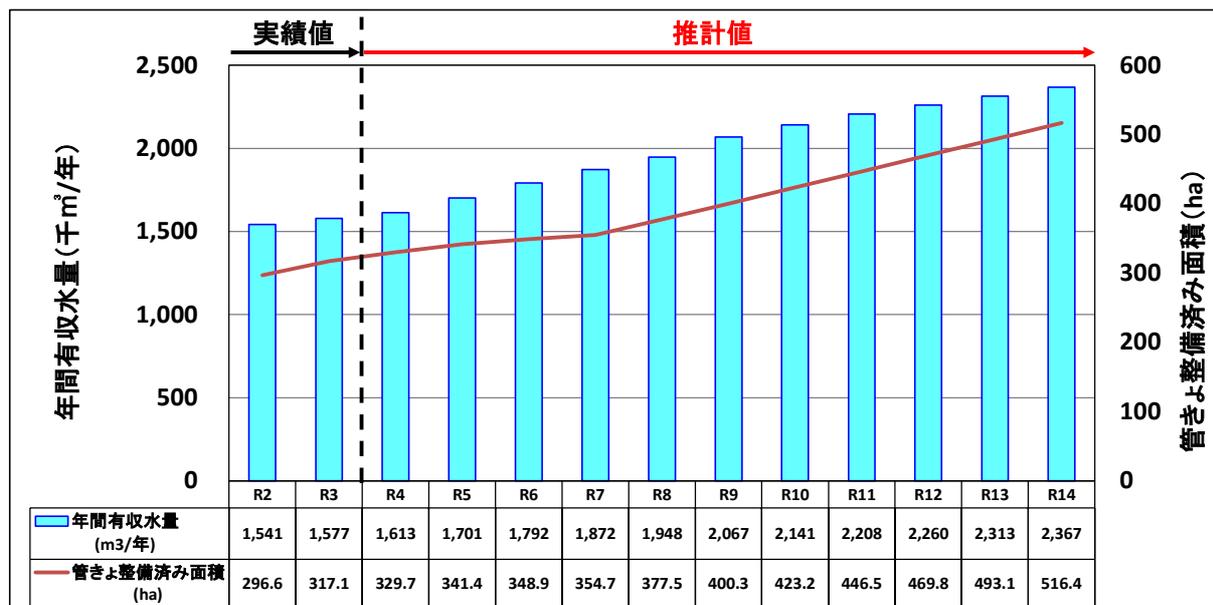
$$\text{将来処理区域内人口} = (\text{令和3(2021)年度末の処理区域内人口} + \text{令和4(2022)年度以降の整備人口}) \times \text{人口増減率}$$



### (2) 有収水量の予測

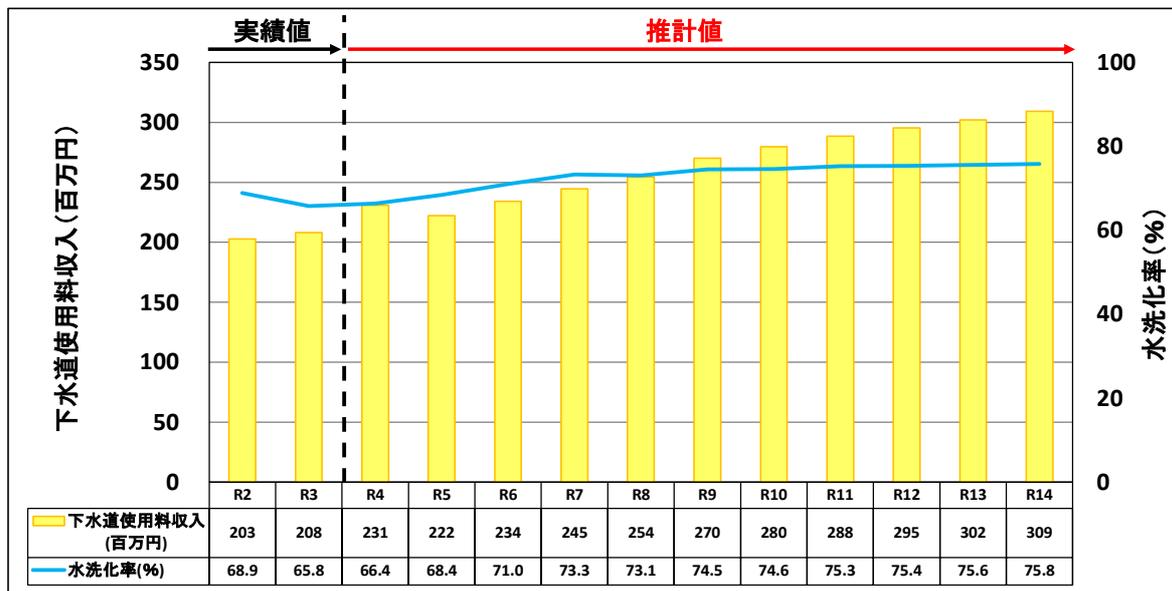
有収水量については、管きよ整備面積の増加、接続人口の増加等の要因により増加を続ける見込みとなっています。有収水量については、以下の手順で算定しています。

- 1) 整備区域内人口は、管きよ整備面積と人口密度を基に算定しました。
- 2) 水洗化人口は、各年度の整備人口に水洗化率を乗じて算定しました。水洗化率は実績値より算定した結果、計画期間に66%から75%へ上昇するものとなりました。
- 3) 流入汚水量は、1人あたりの汚水量原単位と水洗化人口を基に算定しました。汚水量原単位は実績相当の値としました。



### (3) 使用料収入の見通し

使用料収入については、「有収水量」×「使用料単価」にて推計しており、管きよ整備に伴い増加する見込みです。使用料単価は、令和3(2021)年度値を採用し、使用料の改定については見込んでいません。  
 水洗化率については、これまでと同様に啓発活動や「公共下水道整備接続促進費補助金制度」を続け、目標年度である令和14(2032)で約76%となる見込みです。



### (4) 施設の見通し

#### 1) 管きよ

管きよ整備は、令和3(2021)年度までに全体計画区域の47%の整備が完了しています。そのうち市街化区域は、全体計画区域の76%が整備済みであるのに対し、市街化調整区域は整備が進んでいない状況にあります。今後は、国による10年概成の方針を踏まえつつ、下水道施設の未普及地域の早期整備を図るものとします。

#### 2) 処理場・ポンプ場

蟹江町では日光川下流域下水道へ接続しているため、町の管理する処理場・ポンプ場はありません。

### (5) 組織の見通し

下水道課は5人の職員で公共下水道事業を運営しています。経営戦略の計画期間内においては、現状の組織体制を維持しつつ、管きよ整備の拡大、下水道施設の維持管理に対応できるような取組を進めます。

## 3. 経営の基本方針

#### (1) 未普及地域の解消に向けた管きよ整備促進

下水道施設の未普及地域の解消に向けて、管きよ整備を促進し、公共用水域の水質保全とともに使用料収入の確保に努めます。管きよ整備においては、これまでと同様に低コスト技術導入によるコスト縮減を図ります。

#### (2) ストックマネジメント計画に基づく計画的かつ効率的な点検・調査の実施

持続可能な下水道事業の実現に向けて、長期的な視点で下水道施設を計画的かつ効率的に管理するために、管きよの点検・調査を実施し、施設の延命化に努めます。

#### (3) 水洗化の促進による下水道経営の安定化

公共用水域の水質保全のため、接続促進のための資料を各戸配布・戸別訪問や「公共下水道接続促進費補助金制度」を続け、未接続者への接続促進に努めていきます。

#### (4) 収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため、収入の確保と他会計繰入金の適正化を図ります。収入の確保のため使用料、受益者負担金を確実に収入するとともに、国庫補助金や企業債の資金を適切に調達します。

また、広域化・共同化によるハード・ソフト対策に取り組み、執行体制の確保や効率的な運営を行うことでコスト縮減に努めます。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

##### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

##### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

###### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>(1)経費回収率90%以上の確保 公共下水道事業は本町の発展に大きく貢献しており、事業着手からこれまでに多くの投資を行ってきています。その結果、回収すべき経費も上昇しており、経費回収率は約93%(参考：類似団体平均は約77%)にとどまっています。今後も計画期間内に管きよ整備を予定しており、経費回収率の改善は困難な状況ですが、計画期間内の目標として、90%以上の確保に努めます。</p> <p>(2)水洗化率75%への向上 本町の公共下水道事業の水洗化率は、供用開始区域の拡大に努めているため、概ね横ばい傾向で約69%に達しています。今後もこの傾向が続くことが予測されますが、計画期間内には約75%を目指して公共下水道への接続の促進に努めます。</p> <p>(3)施設の延命化 令和4(2022)年度に策定した「蟹江町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、管きよの計画的な点検・調査、修繕・改築等を実施することにより、施設の延命化を図りコスト削減に努めます。なお、管きよの点検・調査については、日光川下流域管内で共同発注を行うことで合理的な取組を目指します。</p>
-----	---

<p>(1)建設改良費 管きよ整備費用、流域下水道建設負担金、職員給与費を計上しています。管きよは比較的新しいため、計画期間内に改築更新費は計上していません。また、近年の物価変動を考慮して、計画期間内において物価上昇を見込んでいます。</p> <p>(2)企業債償還金 令和3(2021)年度までに発行済みの企業債に係る償還金に、上記建設改良費の財源として起債予定の企業債に係る償還金を加えて推計しています。</p>
--

###### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>(1)他会計繰入金の抑制 公共下水道事業は、その公共性から他会計繰入金も財源の一部となっているのが現状です。多くの投資が必要となる中、町全体の財政の負担にならないように、総務省通達にて定められている繰出基準から外れる他会計繰入金(基準外繰入)の抑制に努めます。</p>
-----	---

<p>(1)使用料収入 有収水量を推定し、最新の使用料単価(使用料収入/有収水量)の実績を乗じて推計しています。使用料収入は施設の維持管理費の他、企業債償還金にも充当します。</p> <p>(2)国庫補助金 国(県)による交付金が見込める事業(主に建設事業)に関しては、交付金を見込んでいます。</p> <p>(3)他会計繰入金 一般会計からの繰入金を見込んでいます。総務省から通知される繰出基準を踏まえて推計しています。</p> <p>(4)長期前受金戻入 固定資産の取得に充てるために交付を受けた補助金等を一旦、繰延収益(長期前受金)として貸借対照表の負債の部に計上し、取得した固定資産の減価償却に見合う分を毎年度取り崩して収益に計上しています。</p> <p>(5)受益者負担金 新たに公共下水道の整備により利益を受ける住民の方に、建設費用の一部を受益者負担金として負担していただいています。</p>
---

###### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>計画期間において管きよ整備を行っていくことから、その財源である企業債が増加するため、支払利息の増加を見込んでおります。また、整備を進めることにより供用開始エリアを拡大されること、水洗化率の向上を図ることから、有収水量が増加する見込であるため、流域下水道の維持管理費負担金の増加を見込んでおります。</p> <p>職員給与費については、現在の職員数が5名であることから、これ以上の減員は想定できないため、大きな増減はないものと考えております。</p> <p>また、類似団体と比較した結果、本町の汚水処理原価は比較的安価な状況にありますが、今後も効率的な経営を行い、コスト削減を図ってまいります。</p>
---

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	愛知県は国の要請に基づき、市町村の枠を超えた下水道施設の広域化・共同化の検討に着手しており、本町も広域化・共同化の実現に向け検討(ハード対策及びソフト対策)を行い、実現性のあるものに着手していきます。
投資の平準化に関する事項	当面の間、市街化区域を優先的に未普及解消に努めていく予定であり、管きよ整備費用については、平準化された建設改良費を計上しています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	民間活力を直ちに活用できる施設等を有していないため、管きよ施設の維持管理等で民間活力を活用できる業務について費用対効果を考慮し検討していきます。
その他の取組	社会情勢や経済性を考慮して、必要に応じてストックマネジメント計画を見直し、効果的な投資計画を検討していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	安定的に維持管理を行っていくためには、使用料収入の確保が不可欠であるが、現時点では、供用開始からの年数も浅く、普及率も水洗化率も低いいため、これらの向上が最優先と考えます。使用料改定等の検討については、社会情勢や経営状況を把握し、必要に応じて使用料の見直しを検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	土地、施設を所有していないため、検討は行っていません。
その他の取組	建設改良費について、国庫補助金や交付税措置の有利な企業債等、適切な財源確保を検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	計画期間内においては、管きよ整備を進めていく段階であるため、民間活力の活用について検討は行っていません。
職員給与費に関する事項	公営企業法及び関連法令等によれば、同職種の職員給与については一般会計等の職員給与に準ずるべきであるため、本町においてはその方針に従っております。
動力費に関する事項	処理場及びマンホールポンプを有していないため、検討は行っていません。
薬品費に関する事項	処理場を有していないため、検討は行っていません。
修繕費に関する事項	供用開始から12年しか経過していないため、計画期間中に大規模な修繕等は見込んでおりません。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について検討し、経費の節減及び効率化に努めます。
その他の取組	接続促進等、財源確保の取組について、費用対効果を考慮し検討していきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	検討した経営分析や収支計画について、毎年度実績と比較を行い、5年ごとの中期スパンにおいて、より深度のある経営分析を実施し、経営戦略の再検討を行います。ただし、経営環境に大きな変化が生じた時は直ちに改訂します。
---------------------	--

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円、%)

区分	年度	前々年度												
		前年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収益	1. 営業収益	208,253	202,945	231,235	222,474	234,385	244,902	254,721	270,388	279,992	288,684	295,606	302,420	309,556
	(1) 受託工事収益	208,050	202,719	231,000	222,239	234,150	244,667	254,486	270,153	279,757	288,449	295,371	302,185	309,321
	(2) 受託工事以外の収益	203	226	235	235	235	235	235	235	235	235	235	235	235
収益	2. 営業外収益	394,041	399,554	392,318	362,391	379,978	403,928	435,055	454,009	476,175	491,072	514,912	539,078	565,844
	(1) 補助金	276,934	291,281	257,596	244,585	255,250	271,763	296,837	308,858	324,048	331,917	348,676	365,717	385,308
	(2) 他会計補助金 その他補助金	275,134	289,281	249,096	243,740	254,515	270,588	295,262	307,578	321,623	331,392	348,516	364,427	381,173
収益	(2) 長期前受金戻入 その他	1,800	2,000	8,500	845	735	1,195	1,575	1,280	2,425	525	160	1,290	4,135
	(3) その他	117,012	108,207	134,715	117,806	124,728	132,165	138,218	145,151	152,127	159,155	166,236	173,361	180,536
	7	66	95	7										
収益	1. 営業費用	602,499	602,499	623,553	584,865	614,363	648,830	689,776	724,397	756,167	779,756	810,518	841,498	875,400
	(1) 職員給与	421,480	407,440	517,060	509,601	535,280	563,329	587,698	616,140	643,813	664,815	689,466	714,522	742,870
	(2) 退職給付	33,264	31,992	35,078	35,324	35,571	35,820	36,071	36,323	36,577	36,833	37,091	37,351	37,612
支出	2. 経費	175,926	176,814	242,322	222,491	231,897	241,776	250,867	262,986	273,763	277,005	284,311	291,891	303,062
	(1) 動力費	139	123	476	504	507	511	514	518	522	525	529	533	536
	(2) 修繕費	175,787	176,691	241,846	221,987	231,390	241,265	250,353	262,468	273,241	276,480	283,782	291,358	302,526
支出	(3) 減価償却費	212,290	198,634	239,660	251,786	267,812	285,733	300,760	316,831	333,473	350,977	368,064	385,280	402,196
	2. 営業外費用	67,948	70,770	77,155	75,264	79,083	85,501	102,078	108,257	112,354	114,941	121,052	126,976	132,530
	(1) 支払利息	6,524	6,941	63,355	67,568	74,143	81,692	87,427	93,658	99,991	106,556	112,680	118,617	124,197
支出	(2) その他	6,424	8,829	13,800	7,896	4,940	3,809	14,651	14,599	12,363	8,385	8,372	8,359	8,333
	(3) 出計	489,428	478,210	594,215	584,865	614,363	648,830	689,776	724,397	756,167	779,756	810,518	841,498	875,400
	(4) 損益	112,866	124,289	29,338										
特別損益	(1) 特別損失	25,854												
	(2) 特別利益	25,854												
	(3) 繰越利益剰余金又は累積欠損金	138,720	124,289	29,336										
流動資産	繰越利益剰余金	263,009	124,289	292,345	292,345	292,345	292,345	292,345	292,345	292,345	292,345	292,345	292,345	292,345
	固定資産	2,084,129	1,428,848	13,057,862	13,171,842	13,294,926	13,428,494	13,571,036	13,722,716	13,884,062	14,055,884	14,237,712	14,429,631	14,631,291
	流動負債	89,395	67,097	66,524	63,389	65,374	67,127	68,764	71,375	72,976	74,424	75,578	76,714	77,903
流動負債	固定負債	951,279	431,564	349,890	352,900	364,000	378,302	399,047	407,271	421,135	436,056	448,254	460,479	468,200
	流動負債	162,717	147,885	177,366	188,430	197,836	210,588	229,857	235,823	248,213	261,915	272,711	284,043	290,831
	流動負債	785,445	280,068	163,655	164,470	166,164	167,734	169,190	171,448	172,922	174,141	175,543	176,436	177,369
累積欠損金比率	(1) 不足額													
	(2) 比率													
	(3) 比率													
地方財政法施行令第15条第1項により算定した金額	(1) 不足額													
	(2) 比率													
	(3) 比率													
営業収益一受託工事収益	(1) 不足額	208,253	202,945	231,235	222,474	234,385	244,902	254,721	270,388	279,992	288,684	295,606	302,420	309,556
	(2) 比率													
	(3) 比率													
健全化法施行令第6条に規定する金額	(1) 不足額													
	(2) 比率													
	(3) 比率													
健全化法施行令第17条により算定した金額	(1) 不足額	208,253	202,945	231,235	222,474	234,385	244,902	254,721	270,388	279,992	288,684	295,606	302,420	309,556
	(2) 比率													
	(3) 比率													
健全化法第22条により算定した金額	(1) 不足額													
	(2) 比率													
	(3) 比率													



